

阿賀野市条例第 25 号

阿賀野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

阿賀野市認可地縁団体印鑑条例（平成 16 年阿賀野市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「平成 16 年」の次に「阿賀野市」を加える。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。